

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>動物愛護管理センター</p>	<p>長期継続契約を締結している下記業務委託契約について、令和2年度分に係る経費支出何書（支出負担行為）の決裁が業務開始後に行われていた。</p> <p>業務名称：動物愛護管理センターの機械警備業務</p> <p>(1) 契約日：平成29年5月19日</p> <p>(2) 委託期間：平成29年7月1日から令和4年6月30日まで</p> <p>(3) 契約金額：1,044,087円</p> <p>(4) 令和2年4月分検査日：令和2年5月1日</p> <p>(5) 令和2年4月分請求日：令和2年5月15日（請求金額17,545円）</p> <p>(6) 経費支出何書の起案日：令和2年5月11日</p> <p>(7) 経費支出何書の決裁日：令和2年5月12日</p> <p>(8) 支出負担行為額（令和2年度）：210,540円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出何書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出何書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出何書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項は、財務規則を十分に確認しないまま処理したことにより生じたものである。</p> <p>今回の会計事務の不備に関して、センター職員を対象に会計事務研修を実施し、適正な事務処理について周知徹底を図るとともに、朝礼において注意喚起を複数回行った。</p> <p>また、年度当初に契約等の手続が必要な案件をリストアップして、手続漏れがないか確認することとした。</p> <p>今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）